報告第１

専決処分の報告について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２６日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

別紙

専　決　処　分　書

本市が当事者である和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月１３日

白岡市長　藤井　栄一郎

１　事案発生日　　令和８年４月１日㈬

２　事案発生場所　　白岡市千駄野４４５番地

３　相　手　方　　白岡市[redacted]

４　事案の概要　　令和８年８月２４日、同年４月に保険年金課窓口における国民健康保険税に関する試算を受けて国民健康保険に加入した市民から、当該試算により、任意継続健康保険に加入した場合と比べて金銭負担が高額となる国民健康保険に加入することになったとの申出があり、当該金銭負担に係る損害賠償の求めがあった。このことについて、本市が解決金として、国民健康保険税と任意継続健康保険料との金銭負担の差額を相手方に支払うものである。

５　和　解　金　　５２８，５３２円（解決金）